

地域子育て支援センター通信

10月の予定

★いつしょに遊ぼう

●5日(木)絵本の読み聞かせ

さちこ先生の絵本の読み聞かせ

午前10時30分～午前11時30分

●12日(木)10月生まれさんの誕生会

26日(木)英語であそぼう

黒潮町国際交流員(CIR)

クレーマ・リンストロームさん

午前10時30分～午前11時

場所 地域子育て支援センター

★第7回「子育て講座」

19日(木)

午前10時30分～午前11時30分

「心の響きあいとあまえ子育て

～親子が笑顔になるために～」

講師 NPO法人カンガルーの会

理事長 澤田 敬 さん

場所 地域子育て支援センター

★佐賀おでかけ広場

毎週火曜日 午前9時～午前11時

●24日(火)10月生まれさんの誕生会

場所 佐賀交流センターみらい

(旧佐賀保育所)

☎311-4807

○お問い合わせ

地域子育て支援センター

(大方中央保育所内)

☎43-0512

ねんきんコーナー

年金生活者支援給付金制  
度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必須です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

◆老齢基礎年金を受給している方  
次のすべての要件を満たしている必要があります。

●65歳以上であること。

●世帯員全員の市町村民税が非課税となっていること。

●年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること。

◆障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

左記の要件を満たしている必要があります。

●前年の所得が約472万円以下であること。

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を

お受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より9月ごろから、請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※令和6年1月4日までに請求書が日本年金機構に届かなかった場合は、請求した月の翌月分からの支給となり、令和5年10月分から令和6年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れませんのでご注意ください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場窓口で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意

日本年金機構や厚生労働省から、皆さんの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でお困りになった時は、お電話ください。  
○給付金専用ダイヤル  
☎0570-0514092(チャイム)

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、基礎年金番号通知書または年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

10月19日(木)

午前10時～正午  
午後1時～午後3時

◆場所

佐賀支所(1階町民室)

◆予約

日本年金機構幡多年金事務所  
☎34-11616

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係

☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎34-11616